グッドモーニング Francebed group

福祉用具貸与サービス
介護予防福祉用具貸与サービス
重要事項説明書

第１条（事業の目的）

カシダス株式会社（以下「カシダス」という。）が開設する、サービス提供事業所（以下「事業所」という。）において実施する、指定福祉用具貸与サービス・指定介護予防福祉用具貸与サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態(又は介護予防にあたっては要支援状態)の利用者（以下「お客様」という。）に対し、適切な指定福祉用具貸与（又は指定介護予防福祉用具貸与）を提供することを目的とします。

第２条（運営の方針）

カシダスが実施するサービスは、そのお客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、お客様の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定福祉用具（又は指定介護予防福祉用具）の選定の援助・取り付け・調整等を行い、指定福祉用具（又は指定介護予防福祉用具）を貸与することにより、指定福祉用具貸与においては、お客様の日常生活の便宜を図り、お客様を介護する者（以下「ご家族等」という。）の負担の軽減を図るものとします。(指定介護予防福祉用具貸与においては、お客様の生活機能の維持又は改善を図るものとします。)

第３条（事業者の概要）

① 事業者名称 ： カシダス株式会社
② 本社所在地 ： 東京都新宿区西新宿 6-22-1　新宿スクエアタワー5 階
③ 代表者氏名 ： 代表取締役　前田　信
④ 設　立 ： 2011 年 2 月 15 日
⑤ 資本金 ： 2,000 万円
⑥ 実施事業 ： 福祉用具販売・貸与事業

第４条（営業日及び営業時間）

① 営業日 ： 月曜日～金曜日（ただし祝日、１２月３１日から１月３日までを除く）
② 営業時間： 午前９時～午後６時

第５条（サービス提供事業所の概要）

介護保険指定事業者番号	1	2	7	0	9	0	5	9	1	0
事　業　所　名　称	カシダス船橋									
所　　在　　地	千葉県船橋市山野町 190-3									
連　　絡　　先 電話番号 相談者	電話：047-404-2551					ﾌｧｯｸｽ：047-404-2552				
	相談担当者：事業所の管理者					氏名：　河内　理沙				
サービス実施地域	千葉県全域および東京都の一部									

第６条（当事業所の職員体制）

	資格	常勤	非常勤	計	備考（兼任の有無等）
管理者	―	１人	―	１人	
サービス従事者	福祉用具専門相談員	４人	―	４人	
事務職員	―	人	―	人	

第７条（管理者）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います。また、法令等に規定されている指定福祉用具貸与事業（又は指定介護予防福祉用具貸与事業）の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

第８条（サービス従事者）

１．サービス従事者とは、カシダスがお客様にサービスを提供するための福祉用具専門相談員をいいます。

２．カシダスは、福祉用具に関する専門知識を有し、お客様及びご家族等に適切な相談、援助等が可能なサービス従事者を選任し、サービスの提供にあたるものとします。

第９条（サービス内容）

サービス内容は、以下のとおりです。

①相談受付　②居宅介護支援事業者（介護支援専門員）、介護予防支援事業者(介護支援専門員)との連絡調整
③福祉用具選定の援助　④福祉用具貸与商品の搬入及び搬出　⑤福祉用具貸与商品の調整、説明、確認
⑥アフターサービス、使用状況の確認　⑦福祉用具貸与商品の消毒及び補修

第 10 条（取扱う福祉用具、介護予防福祉用具）

カシダスがお客様に貸与することができる福祉用具（又は介護予防福祉用具）は、介護保険法令で定める以下の福祉用具貸与の対象種目（以下、「貸与商品」といいます。）です。

（１）お客様の要介護状態区分が要介護 2～5 の場合（但し、自動排泄処理装置については要介護 4～5 の場合）
①車いす　②車いす付属品　③特殊寝台　④特殊寝台付属品　⑤床ずれ防止用具　⑥体位変換器
⑦手すり　⑧スロープ　⑨歩行器　⑩歩行補助つえ　⑪認知症老人徘徊感知機器　⑫移動用リフト（つり具の部分を除く）⑬自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものは除く）

（２）お客様の要介護状態区分が要支援 1～2・要介護 1 の場合
①手すり　②スロープ　③歩行器　④歩行補助つえ

（３）前号の場合（但し、自動排泄処理装置については要支援 1～2・要介護 1～3 の場合）であっても、お客様が厚生労働大臣の定める基準に該当する場合には、以下の種目（以下「対象外種目」といいます。）を貸与することができます。
①車いす　②車いす付属品　③特殊寝台　④特殊寝台付属品　⑤床ずれ防止用具　⑥体位変換器　⑦認知症老人徘徊感知機器　⑫移動用リフト（つり具の部分を除く）

注１）厚生労働大臣が定める基準とは、お客様が次のいずれかに該当する場合をいいます。
①車いす及び車いす付属品が貸与できる場合
日常的に歩行が困難な方、又は日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方。
②特殊寝台及び特殊寝台付属品が貸与できる場合
日常的に起きあがりが困難な方又は日常的に寝返りが困難な方。
③床ずれ防止用具及び体位変換器が貸与できる場合
日常的に寝返りが困難な方。
④認知症老人徘徊感知機器が貸与できる場合
意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある方又は移動において全介助を必要としない方。
⑤移動用リフトが貸与できる場合（つり具の部分を除く）
日常的に立ち上がりが困難な方、移乗が一部介助又は全介助を必要とする方又は生活環境において段差の解消が必要と認められる方。

注２）各種目の詳細品目は、別紙「介護用品のカタログ」をご参照ください。

第 11 条（貸与商品のサービス開始・継続・終了）

１．サービス開始の起算日は、サービス従事者がお客様の居宅に貸与商品を納品し、お客様が受取書に確認のサイン（署名又は捺印）を記載した日とします。

２．貸与商品をお客様の居宅に納品したときに、お客様が医療機関又は介護保健施設等に入院又は入所している場合には、お客様の退院又は退所予定日をサービスの開始の起算日とします。

３．サービス終了日はサービス従事者が貸与商品の引取り、お客様が引取書に確認サインを記載した日とします。

４．お客様からサービス終了の申し出がない場合には、サービスは、継続するものとします。

第 12 条（貸与商品の引取）

１．カシダスは、本契約の終了又は貸与商品の交換もしくは変更等によりお客様から貸与商品の引き取り依頼を受けた場合には、速やかに貸与商品を引き取るものとします。

２．前項の場合においても、お客様は次条に定める料金算定方法に応じて、所定のサービス利用料金をカシダスに支払うものとします。

第 13 条（サービス利用料金）

１．サービスを提供した場合のサービス利用料金の額は、別紙の福祉用具レンタルカタログに基づく納品書によるものとします。

２．サービス利用料金は、１ヶ月単位とし月の途中における貸与開始又は貸与終了の場合における基本料金は次のとおりとなります。

(1)　貸与開始月の利用料

① サービス開始時がその月の１５日以前の場合：１ヶ月分の全額

② サービス開始時がその月の１６日以降の場合：１ヶ月分の１／２

(2)　貸与終了月の利用料

① サービス終了時がその月の１５日以前の場合：１ヶ月分の１／２

② サービス終了時がその月の１６日以降の場合：１ヶ月分全額

注１）サービス開始とサービス終了が同じ月内に行われた場合のサービス利用料金は、１ヶ月分全額となります。

注２）当事業所が厚生労働大臣が定める離島等の地域に所在する場合には、通常の業務の実施地域において福祉用具貸与を行う場合においても、要した往復の運賃・交通費等の実費を福祉用具貸与費の 100%を限度とし、サービス利用料金に加算できるものとします。

３．介護保険制度を利用される場合であっても、身体障害者用物品以外の貸与商品には消費税がかかります。

第 14 条（搬入及び搬出に係る費用）

貸与商品の搬入、搬出に係る費用及び従業者がサービスを提供するため、お客様宅を訪問する際にかかる交通費は、第５条に記載するサービス実施地域内にお住まいのお客様につきましては、無料となりますが、次の場合にはお客様に文書で説明し了解を頂いた上で搬入、搬出にかかった費用及び交通費を別途お支払い頂くことがあります。

①　搬入又は搬出業務の際に、特別な作業や処置が必要な場合における当該措置の費用。

②　第５条に記載するサービス実施地域外にお住まいのお客様につきましては、従業者がサービスを提供するため、お客様を訪問する際にかかる第５条に記載するサービス実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の自動車使用時の経費［１０円／ｋｍ］（消費税込）、有料道路代、交通費。

第 15 条（お支払い方法）

１．　カシダスは１ヶ月ごとに利用実績に基づいたサービス利用料金を請求し、お客様は原則としてカシダスの指定する期日に口座引き落しの方法により支払うものとします。

２．　前項の規定にかかわらず、カシダスの指定する期日までに、現金による支払い又は銀行等からのお支払いも可能ですが、口座によるお振込みには手数料がかかる場合があります。その手数料はお客様のご負担とさせて頂きます。

第 16 条（従業員証明書）

サービス従事者は、常に従業員証明書を携行し、お客様又はご家族等から求められた時はいつでも提示するものとします。

第 17 条（カシダス及びサービス従事者の義務）

１．カシダスは、サービス従事者の清潔保持及び健康状態並びに必要な管理及び設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

２．カシダスは、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

３．カシダスは、お客様に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとにお客様又はご家族等による確認を受けるものとします。また、作成した実施記録は５年間これを保存し、お客様又はご家族等の請求に応じてこれを開示するものとします。

第 18 条（緊急時及び事故発生時の対応）

カシダスは、サービス提供中にお客様の容態に急変が生じた場合又は事故が発生した場合その他必要な場合には速やかに救急隊、主治医、市町村、お客様にかかる居宅介護支援事業所、ご家族等へ連絡する等の必要な措置を講じるものとします。また、お客様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、カシダスは、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
保障の概要	対人保険　　対物保険

第 19 条（その他留意事項）

1．お客様及びご家族は本契約で定められた業務以外の事項をサービス従事者に依頼することはできません。
2．サービス従事者は、サービスに伴い、医療行為を行うことはできません。
3．訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますので、予めご了承ください。
4．サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
① サービス従事者は、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切お預かりすることができませんので、予めご了承ください。
② 現金や貴重品は室内に放置せず、目に見えない場所や金庫等に保管してください。
③ サービス従事者に対する贈り物や飲食等のご配慮は、遠慮させて頂きます。
④ お客様及びご家族等は、道路運送法上の許認可を受けた車両を除き、カシダスの使用する自動車に同乗することはできません。

第 20 条（緊急時の連絡先及びサービスに対する相談・苦情・要望等の窓口）

緊急時の連絡先及びサービスに関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情等」といいます。）については、下記の窓口にて対応致します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録及び保存し、常にサービス事業者として資質の向上に努めます。

(1) 緊急時の連絡先及びサービス提供事業所苦情窓口

苦情等受付担当者	松丸　和夫
苦情等解決責任者	松丸　和夫
受付時間	午前 9 時～午後 6 時（休業日を除く）
電話番号	047-404-2551　時間外緊急連絡先　080-7363-6266

注）苦情対応の基本手順
① 苦情の受付　②苦情内容の確認　③苦情解決責任者への報告　④苦情解決に向けた対応の実施
⑤原因究明　⑥再発防止及び改善の措置　⑦苦情解決責任者への最終報告　⑧苦情申立者に対する報告

(2) サービス提供事業所以外の苦情等窓口

カシダス㈱　管理部	月～金　9：00～17：00（祝祭日、12/29～1/3 を除く）
電話番号	043-306-1644

(3) カシダス以外の苦情等窓口

市区町村	受付窓口	船橋市役所　介護保険課
	電話番号	047-436-2111
国 保 連	受付窓口	千葉県国民健康保険団体連合会
	電話番号	043-254-7209

第 21 条（個人情報の使用等及び秘密の保持）

1．カシダス及びその従業者は、お客様及びご家族の個人情報を、当該サービス提供のために必要な範囲内において、使用、提供又は収集（以下「使用等」といいます。）させて頂くとともに、お客様及びご家族は、予めこれに同意するものとします。なお、個人情報の利用目的を変更する場合には、予め通知又は公表するものとします。また、サービス担当者会議等における個人情報の使用にかかるお客様及びご家族の同意については、重要事項説明書とは別の書面により同意を頂きます（別紙、「個人情報の使用等に関する同意書」）。
2．カシダスは、お客様及びご家族の個人情報に関して、お客様から開示又は訂正の要求がある場合には所定の方法に従い、開示又は訂正するものとします。
3．カシダス及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た、お客様及びご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

第 22 条　（高齢者の虐待防止について）

カシダスは、お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
① 研修等を通じて、従業者の人権意識向上や知識や技術の向上に努めます。
② 個別支援計画に作成など適切な支援の実施に努めます。
③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がお客様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
④ サービス提供中に、事業所従業者又は養護者（お客様の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号)」第 8 条の規定に基づき、お客様はカシダスから、重要事項の内容について説明を受けたことを証するため、本書２通作成し、お客様及びカシダス双方が署名（記名）の上、各１通保有する。

重要事項説明書の説明日　　年　　月　　日
サービス提供開始予定日　　年　　月　　日

＜お客様＞　　**私は、重要事項の内容について説明を受け、その内容を理解しました。**

住所

氏名

＜署名代行人＞　（お客様が自筆できない場合のみ。）

住所

氏名

＜代理人＞　（お客様に任意又は法定代理人が選任されている場合。）

住所

氏名

＜立会人＞　（お客様に同居のご家族様又は代理人等がいない場合、
本契約がお客様の意思に基づき、真正に締結されたことを証するため。）

住所

氏名

＜カシダス＞　**事業所名**　カシダス船橋

住所　：　千葉県船橋市山野町 190-3

電話番号　：　047-404-2551

説明者　：　松丸　和夫

【　福祉用具レンタル　サービス利用書　】

お客様　　様

レンタル開始日　　年　　月　　日

ご利用いただくレンタル福祉用具および料金

品　　目	品　　名	月額料金（円）	負担割合（円） （1割・2割・3割）
	合計		

＊ご利用負担金は、サービス利用料金から保険給付額を控除した金額になります。

以上の内容に同意しました。

ご署名　　様

納品日　　年　　月　　日

故障・不具合あるいはご不明な点がございましたら、下記までお知らせください。

事業所名　　カ　シ　ダ　ス　船　橋

住　　所　　千葉県船橋市山野町 190-3

電話番号　　047-404-2551

責任者名　　松丸　和夫